

租税特別措置法の改正について (ビールに係る酒税の税率の特例)

「所得税法等の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 6 号）」が、平成 22 年 4 月 1 日に施行され、「ビールに係る酒税の税率の特例（租税特別措置法第 87 条の 6）」については、軽減割合を引き下げた上、その適用期限が 3 年間延長されました。

これにより、平成 22 年 4 月 1 日以降移出するビールに係る酒税の軽減割合及び適用期間については、「初めてビールの製造免許を受けた日」により以下の表のとおりとなります。

(注) 平成 17 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの間に初めてビールの製造免許を受けた方の軽減割合の適用については、経過措置が設けられています。

初めてビールの製造免許を受けた日	適用期限及び軽減割合			
	(改正前)	22 年度	23 年度	24 年度
平成 17 年 3 月 31 日以前	20%	15%	15%	15%
平成 17 年 4 月 1 日から 平成 22 年 3 月 31 日までの間	20%	① 初めてビールの製造免許を受けた日から 5 年を経過する日の属する月の末日まで → 20% ② ①の期間経過後、平成 25 年 3 月 31 日まで → 15%		
平成 22 年 4 月 1 日から 平成 25 年 3 月 31 日までの間	—	初めてビールの製造免許を受けた日から 5 年を経過する日の属する月の末日まで 15%		

【参考】

特例の対象となる製造者の範囲及び特例の適用限度数量は、従前のとおりです。

特例の対象となる製造者

前年度（4 月から 3 月）の課税移出数量が 1,300kl 以下である者

特例の適用限度数量

各年度（4 月から 3 月）に移出するビールにつき 200kl まで

更に詳しい説明が必要な方は、税務署の担当酒類指導官までお問い合わせください。